

答申第 576 号

平成 25 年 5 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 24 年 3 月 30 日付けで諮問された赤道確定に係る立会結果文書不存在の
件（諮問第 627 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定地の赤道確定に係る立会結果を示す文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成23年11月29日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定の赤道の確定のための立会いをした結果を示す文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成23年12月15日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成24年2月10日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 当該文書の存在について

県費をかけて境界立会いを行ったのだから、境界確定通知又は境界未確定通知など、何らかの文書が作成されているはずである。神奈川県（以下「県」という。）がどのような文書を作成したかを請求者に教えた上で文書の特定をし、決定をすべきである。

(2) 公開請求時の対応について

ア 請求書を受け付けしたので県は何か文書を持っていると判断した。

イ 請求文書が存在しないために拒否決定とされたが、何という文書が存在しないのか分からない。

ウ 県は初めから存在しない文書を私に公開請求させた。請求者に対し、県は公開請求する前に、その有無などを情報提供する義務があり、文書が特定できないまま拒否決定をするのは誤りである。

4 実施機関（厚木土木事務所津久井治水センター）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）これまでの対応について

実施機関では、これまで請求者に対して当該境界の確定事務に係る結果を報告する書類については、情報公開請求に限らず情報の提供を行っており、既に本件における作成図面、立会いメモ、執行伺い等関係書類のすべての情報を提供しているところである。

（2）本件行政文書の存否について

県では境界確定が合意された場合には境界確定の通知をしているが、合意に至らなかった場合には未確定の通知はしていない。

したがって、本件行政文書は存在しない。

（3）本件請求時の対応について

ア 受付を行った職員は本件を担当している職員ではないため、業務の実情は承知しておらず、実施機関として当該行政文書を保有している可能性もある中で、請求時に当該行政文書の保有状況の判断がつかねたことから、不服申立人に行政文書の公開請求をしてもらった。

イ 本件行政文書の検索を改めて行った結果、本件行政文書を保有していないことが判明したため本件処分を行った。

5 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書の存否について

実施機関は、県では境界確定が合意された場合には境界確定の通知をしているが、合意に至らなかった場合には未確定の通知はしていないと説明しており、本件行政文書の存在を示すような特段の事情も認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。

(3) 公開請求時の対応について

ア 不服申立人は、県は初めから存在しない文書を公開請求させた、請求者に対し、県は公開請求する前に、その有無などを情報提供する義務がある旨主張している。

一方、実施機関は、受付を行った職員は本件を担当している職員ではないため、業務の実情は承知しておらず、本件行政文書の保有状況の判断がつかねたことから、本件行政文書の存否について情報提供を行わずに請求を受け付けた、と説明している。

イ 本県の情報公開の運用手続においては、「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」第9条関係2(7)に記載のとおり、明らかに管理していない文書に該当すると認められる場合はその旨の案内をすることとされているが、その一方で、適法な情報公開請求書が提出されたときは、法令の求める審査・応答を拒否することなく請求書を受理し、法令にのっとりた手続を進めることが求められている。

ウ したがって、要件の整った請求書が提出されている以上、請求書を受理し、手続を進めた実施機関の対応は適切であったと判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 4 月 2 日	○ 諮問受理
4 月 9 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 9 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 11 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 29 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 27 日 (第 121 回部会)	○ 審議
11 月 30 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
平成 25 年 1 月 8 日 (第 124 回部会)	○ 審議
2 月 4 日 (第 125 回部会)	○ 審議
3 月 25 日 (第 126 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
柿 崎 環	横浜国立大学教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学名誉教授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 25 年 3 月 25 日現在) (五十音順)